

第3 毎月勤労統計調査地方調査の説明

I 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、福岡県における賃金、労働時間及び常用雇用について、毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

II 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、5人以上の常用労働者を雇用する県内の事業所の中から厚生労働大臣の指定する約1,200事業所を対象に行っている。

III 調査事項の定義

1 現金給与額

賃金、給料、手当、賞与などの名称を問わず、労働の対償として使用者が常用労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費などを差し引く以前の額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。

(1) 現金給与総額

「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額である。

(2) きまって支給する給与

労働協約、就業規則等により定められている算定方法によって支給される給与で、「所定外給与」や通勤手当（3か月以内）等を含む。あらかじめ支給条件が決められていても、算定期間が3か月を超えるものは「特別に支払われた給与」となる。

(3) 所定内給与

「きまって支給する給与」のうち「所定外給与」を除いたものである。

(4) 所定外給与（超過労働給与）

所定労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働などに対して支給される給与のことである。

(5) 特別に支払われた給与

賞与、定昇・ベースアップ等が行われた場合の差額追給分、3か月を超える期間で算定される現金給与等のことである。また、一時的・臨時的に支払われるもので、支給する条件は決まっているものの、非常にまれに生じるものも含める。

2 出勤日数

調査期間中に常用労働者が実際に出勤した日数のことである。給与の算定を受けていても実際に就業しなかった日は含めないが、1日のうち1時間でも就業すれば1出勤日となる。

3 実労働時間数

調査期間中に常用労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間、有給休暇、欠勤、操業・営業時間の短縮分など、給与算定の有無やその理由を問わず、実際に事業活動に従事しない時間は含まれない。

(1) 総実労働時間数

「所定内労働時間」と「所定外労働時間」の合計である。

(2) 所定内労働時間（所定労働時間）

労働協約、就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの間の労働時間のことである。

(3) 所定外労働時間（超過労働時間）

所定労働時間の範囲外での労働時間のこと、早出、残業、休日出勤、臨時の呼出しなどにおける労働時間のことである。

4 常用労働者

次のうちいずれかに該当する者のことである。

- ・ 期間を定めずに雇われている者
- ・ 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、(i) 重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii) 事業主の家族でも、常時その事務所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。

(1) パートタイム労働者

常用労働者のうち次のいずれかに該当する者のことである。

- ・ 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
- ・ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じだが、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者

※ 一般の労働者とは、社会通念上いわゆる労働者という意味で、正規従業員、正社員等のことである。

(2) 一般労働者

常用労働者のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

5 パートタイム労働者比率

調査期間末の全常用労働者数に占めるパートタイム労働者数の割合を百分率化したものをいう。

6 入職率、離職率

(1) 入職率

調査期間中に採用、転勤等で入職（同一企業内の事業所間の異動も含む。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したものをいう。

(2) 離職率

調査期間中に退職、転勤等で離職（同一企業内の事業所間の異動も含む。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したものをいう。

IV 結果の算定

調査事業所からの報告を集計し、産業別・事業所規模別に合計、男女別、就業形態別常用労働者数、常用労働者月間1人平均の現金給与額・出勤日数・実労働時間数を次のとおり推計した。

常用労働者数、現金給与額、出勤日数及び実労働時間数の調査票集計値にそれぞれ推計比率を乗じて、これを前月末と本月末の推計労働者数の平均で除して常用労働者月間1人平均の現金給与額、出勤日数及び実労働時間数を算出する。

このため、個々の数値の合計は必ずしも合計欄の数値と一致しない。

なお、本書内の常用労働者数は本月末推計労働者数である。

また、推計比率は次の方法により算出する。

$$\text{推計比率} = \frac{\text{母集団労働者数}}{\text{前調査期間末常用労働者数(調査票集計値)}}$$

V 利用上の注意

1 産業分類

毎月勤労統計調査においては、平成29年1月分調査結果から平成25年10月に改定された日本標準産業分類に基づく集計結果を公表している。

2 指数の改訂について

(1) 基準時

令和4年1月分調査から、指数の基準年を平成27年から令和2年に更新したため、令和2年平均の指数が100になるように遡及改訂している。

(2) 常用雇用指数の改訂

令和6年1月分調査から、労働者数推計を令和3年経済センサス-活動調査結果に基づき更新（ベンチマーク更新）した。ベンチマーク更新に伴い常用雇用指数及びその前年同月比等は、過去に遡って改訂している。

(3) 賃金、労働時間指数及びその前年同月比等について

調査対象事業所のうち、30人以上規模の事業所の抽出方法は、平成30年から、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に調査事業所全体の3分の1を入れ替える部分入替え方式に変更した。従来の総入替え方式においては、入替え時に一定の断層が生じていたため、賃金、労働時間指数及びその前年同月比等につ

いては過去に遡った改訂（ギャップ修正）を行っていたが、部分入替え方式導入により断層は縮小することから、過去に遡った改訂は行っていない。（5～29人規模の事業所については従来から6か月ごとに3分の1ずつ入替えを行っており、変更なし。）

ただし、賃金・労働時間及びパートタイム労働者比率の令和6年（1月分以降）の前年同月比等については、令和5年にベンチマーク更新を行ったとした参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出している。このため、公表値（指数）から算出した場合と一致しない。

3 指数の算出

（1）月例分の指数

月例分の指数（実質賃金指数を除く。）は、基準数値（基準年の平均）を基に次の算式により作成している。

$$\text{指数} = \frac{\text{調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

実質賃金指数は、次の算式により作成している。なお、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は総務省統計局調べの福岡市分である。令和4年1月分月報から令和2年基準の指数を利用している。

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{名目賃金指数} \times}{\text{消費者物価指数}} \times 100$$

※ 名目賃金指数…「実質賃金指数」と対比して用いる場合の賃金指数のことをいう。

（2）年平均指数

指数の年平均値は、毎月の指数の単純平均により算出している。

なお、実質賃金指数の年平均は、名目賃金指数と消費者物価指数のそれぞれについて年平均をとったものの比率で算出している。

4 その他

「第1 調査結果の概要～福岡県の賃金・労働時間・常用雇用の動き」においては、賃金・労働時間の対前年比較、産業間比較等を行っているが、各産業分類でのパートタイム労働者や女性労働者の割合、さらには常用労働者の増減による違いが大きく影響するため、利用にあたっては注意が必要である。

また、対前年比は、注意書きの箇所を除き、指数により算出したものである。